

治療専門医学物理士更新規程

2020年6月1日改訂

(目 的)

第1条 治療専門医学物理士の資質能力を保証するため、この規程により認定された治療専門医学物理士の更新についての事項を定める。

(更新認定)

第2条 治療専門医学物理士の更新認定を希望する者は、治療専門医学物理士の認定証に記載されている認定期間（以下、「認定期間」という）の終了前に更新認定の手続きをしなければならない。

2 更新認定の期日等は医学物理士認定機構のホームページに公示する。

(更新認定の必要事項)

第3条 治療専門医学物理士の更新認定は、次の各号の必要事項を満たさなければならない。

- (1) 認定期間内に、継続して医学物理士の認定を受けていること
- (2) 認定期間内に、3年以上放射線治療に従事していること
- (3) 認定期間内に、医学物理士認定機構の主催する講習会に1回以上出席していること

(更新認定の手続き)

第4条 治療専門医学物理士の更新申請にあつては、次の各号に掲げる必要書類を医学物理士認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 治療専門医学物理士更新申請書
- (2) 医学物理士として放射線治療に従事していることの証明書
- (3) 医学物理士認定機構の主催する講習会の出席証明書の写し

2 審査時期は原則として年1回とし、医学物理士の更新認定と併せて行う。

3 初回更新時は、治療専門医学物理士の更新審査料は免除する。

4 初回更新時は、第3条の(2)は更新期間に応じた従事期間で算定する。

(認定期間の延長)

第5条 治療専門医学物理士として認定された者が、病気、妊娠、1年を超える海外留学等の理由で業務を継続できない場合は、医学物理士の更新認定審査において申し出た期間まで認定期間を延長することができる。

(再認定に関する取扱い)

第6条 治療専門医学物理士の資格を取り消された後、再び資格を与えるのが適当であると認められた者は、速やかに所定の更新審査料を納め、第4条の更新認定の手続きを行わなければならない。

2 再認定対象者の更新後の認定期間は、医学物理士の更新認定審査において認定した日付までとする。

(規程の改定)

第7条 この規程は、理事会の決定により改正することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、2020年6月1日から施行する。